

日本バイオ産業人会議規約

日本バイオ産業人会議

日本バイオ産業人会議 規約

令和 7 年 7 月 29 日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、日本バイオ産業人会議(以下「会議」という。)と称する。

[英文名: Japan Association of Bioindustries Executives (JABEX)]

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 会議は、バイオ産業に関連する組織の長等が、個人の資格と見識をもって協力し、わが国のバイオ産業の振興を通じてわが国並びに世界の経済、社会、環境の調和ある持続的発展に寄与することを目的とする。また、この目的遂行の基礎となる志の共有とその醸成を図るため、会員相互の啓発に資する事業も併せて行う。

(事業)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バイオに関わる科学・技術・産業・社会・その他にまつわる調査、研究、審議、立案、建議
- (2) 政策実現にむけた関係者との議論並びに会議の事業に関する情報発信
- (3) 行政府、立法府、その他関係者に対する陳情、請願、具体的措置の要請
- (4) 会員相互の理解、研鑽
- (5) その他会議の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第4条 会議の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第3章 会員

(資格)

第5条 会議の会員は、バイオ産業に関連する組織の長等をつとめる個人であって、本会の目的に賛同する先進的な経済人を会員とする。

2 前項の組織の長とは、主として企業経営者、バイオ産業関連団体役員を指す。

(入会)

第6条 会員の入会については、第16条の規定に基づき、常任世話人会の審議を経て代表世話人が承認するものとする。

(会費)

第7条 会員は、会議の活動に必要な経費に充てるため、第29条の規定に基づき、会費を支払わなければならない。

(退会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 退会の届け出があったとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 所定の会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。
- (4) 所在不明となり、6か月以上にわたり連絡がとれないとき。

(除名)

第9条 次の事項の一に該当する会員は、常任世話人会において、常任世話人総数の半数以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

- (1) 会議の名誉を毀損し、又は会議の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 会議の規律を乱した場合。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条、又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会議は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(役員)

第11条 会議に次の役員と事務局長を置く。

- (1) 世話人代表 1名
 - (2) 世話人副代表 若干名
 - (3) 世話人 概ね10名程度
 - (4) 事務局長 1名
- 2 会議に次の役員を置くことができる。
- (1) 常任世話人 若干名
 - (2) 事務局長代行 1名

(役員等の選任)

第12条 世話人代表、世話人副代表、常任世話人は世話人会において、世話人の内から選出する。世話人は総会において、会員の内から選出する。事務局長及び事務局長代行は常任世話人会の議を経て世話人代表が委嘱する。

(顧問等)

第13条 会議に最高顧問、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問、名誉顧問及び顧問は世話人会において選出する。
- 3 最高顧問、名誉顧問及び顧問は世話人代表、または常任世話人会の要請により、必要な会議への出席、会の運営・活動に関する助言等を行う。

(役員、顧問等の任期)

第14条 世話人代表、世話人副代表、常任世話人、世話人、最高顧問、名誉顧問、顧問の任期は2年とする。

- 2 選任該当年の通常総会開催日をもって任期の交代日とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務・権限)

第15条 役員は、この規約の定めるところにより、会議の業務執行の決定に参画する。

- 2 世話人代表は会議を代表し、業務を統轄する。
- 3 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、世話人代表に事故のある時は、その職務を代行する。
- 4 常任世話人は、会議の定めた基本方針並びに毎年度の活動方針に従い、重要業務を執行する。
- 5 世話人は、会議の定めた基本方針並びに毎年度の活動方針に従い、業務を分担執行する。

(常任世話人会)

第16条 常任世話人会は、世話人代表がこれを招集し、その議長となる。

2 常任世話人会は、世話人代表、世話人副代表、及び常任世話人（あわせて以下「常任世話人会員」という。）により構成される。

3 常任世話人会は前条第4項に基づき、会員の入会について審査し、その可否を議決する。

4 常任世話人会における議決権は、常任世話人会員1名につき1個とする。

5 常任世話人会の決議は、常任世話人会員総数の過半数が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

6 前項前段の場合において、議長は常任世話人会員として議決に加わることはできない。

(世話人会)

第17条 世話人会は、世話人代表がこれを招集し、その議長となる。

2 世話人会に、世話人本人が出席できない場合は、代理人又は委任状をもって、出席に代えることができる。

3 世話人会は第15条第5項に基づき、毎年度の活動方針を立案する。

4 世話人会における議決権は、世話人1名につき1個とする。

5 世話人会の決議は、第31条に規定する場合を除き、世話人総数の過半数が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

6 前項前段の場合において、議長は世話人として議決に加わることはできない。

第5章 総会

(構成)

第18条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 世話人の選任又は解任

(2) 当該年度の会議の活動方針

(3) 前年度の会議の活動成果報告

(4) その他総会で決議するものとして、世話人会で定められた事項

(種類及び開催)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 常任世話人会又は世話人会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が世話人代表にあったとき。

(招集)

第21条 総会は、世話人代表が招集する。

2 世話人代表は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項及びその内容を示した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第22条 議長は、世話人代表又は世話人副代表の内から総会毎に選任する。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、議決権の行使を会員以外の者に委任することはできない。

(定足数)

第24条 総会は、全会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した世話人代表、世話人副代表は、前項の議事録に記名押印する。

(書面議決等)

第27条 総会に出席できない会員には、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により、議決権を行使する会員は、第24条及び第25条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

第6章 事務局

(事務局)

第28条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には常任世話人会が選任する事務局長、事務局長代行及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、世話人代表が常任世話人会の承認を得て、別に定める。

第7章 会費及び経費の徴収

(会費)

第29条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、常任世話人会において別に定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(経費の徴収)

第30条 第2条で規定する会議の目的を達成するため、第3条で規定する事業を行う場合に、常任世話人会における議決により、会費とは別に経費等を適宜徴収することができる。

第8章 解散又は規約の変更

(解散又は規約の変更)

第31条 会議の解散または規約の変更は、世話人会において決議するものと

し、決議は、世話人の3分の2以上の出席がある場合において、出席世話人の3分の2以上の同意によるものとする。

附則（令和7年7月29日）

この規約の変更は、令和7年7月29日から施行する。